

議案第 8 8 号 三田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

1 駒ヶ谷運動公園体育館空調設備使用料設定

(1) 改正趣旨

駒ヶ谷運動公園体育館は建築から 20 年以上経過していることから、既存空調設備等の予防保全改修工事にあわせ、アリーナ部分に新たに空調設備を設置し、体育館利用者の熱中症対策及び大規模災害時における避難所の環境改善を図る。

今般、当該体育館に空調設備を設置するにあたり、受益を受ける利用者から空調設備の使用に対する応分の費用負担をお願いするため、使用料を設定する。

(2) 関係法令

該当なし

(3) 空調設備運用の考え方

夏季期間(6～9月)は、利用者の熱中症対策として「暑さ指数(WBGT)(*1)21～25(室温24～28℃)」を保持するため、常時、空調設備を稼働させる。

- ① 夏季期間以外(1～5月及び10～12月)は、空調設備は稼働させないが、利用者申請がある場合や、指定管理者が暑さ指数から判断し稼働させる場合がある。

*1 暑さ指数(WBGT)とは、人体と外気の熱のやり取りに着目した①気温②湿度③日射・輻射など周辺の熱環境から熱中症の危険を判断する指数のことをいう。

(4) 使用料徴収

夏季期間(6～9月)は、施設使用料とは別に空調設備使用料を徴収する。

体育館使用に際しては、必ず空調設備を稼働し使用料徴収を基本とするが、スポーツの特性上、空調設備からの風が競技に影響するとの申し出が利用者からあった場合には、空調設備を稼働させないこととし、使用料は徴収しないこととする。(他の利用者に影響を及ぼさないと施設管理者が認める場合に限る)

(5) 使用料

使用料は、空調設備を維持管理するための運営費から算出し、受益者負担 50%として算定している。

夏季空調設備管理運営費(*2)×50% (受益者負担) ÷夏季営業時間(*3)=空調設備使用料
「メインアリーナ」

9,660,798 円/年×50%÷1,440 時間/年≒3,300 円/時間 (全面) 1,100 円/時間 (1/3 面)

「サブアリーナ」

2,305,515 円/年×50%÷1,440 時間/年≒ 900 円/時間 (全面) 300 円/時間 (1/3 面)

*2 夏季空調設備管理運営費=夏季エアコン稼働ガス代+保守点検費

*3 夏季営業時間=6～9 月営業日合計×(営業時間 12h)

(6) 改正内容

三田市都市公園条例(平成2年三田市条例第8号)の一部を次のように改正する。

① 別表第4の駒ヶ谷運動公園の部体育館の款競技場の項を次のように改める。

(単位：円/時間)

施設の使用区分		全面	1/3 面
専用使用	メインアリーナ	空調設備停止時	5,400 円
		空調設備稼働時	8,700 円 (5,400+3,300)
	サブアリーナ	空調設備停止時	1,800 円
		空調設備稼働時	2,700 円 (1,800+900)
個人使用		1 人 1 時間 300 円 (児童生徒 1/2)	
	個人使用の使用料に加算 (空調設備稼働時)	3,300 円 (児童生徒 1/2)	1,100 円 (児童生徒 1/2)

専用使用:団体等より、公共施設予約案内システム等を使って施設を貸し切りで使用すること。

個人使用:公共施設予約案内システムによらず、当日使用時間の2時間前から施設利用申請し使用すること。

空調設備稼働時は、6月から9月までとし、空調設備停止時は、1月から5月まで及び10月から12月まで(使用者の申請に基づき市長が空調設備の使用を許可した場合を除く。)

(参考) 現行使用料

(単位：円/時間)

施設の使用区分		全面	1/3 面
専用使用	メインアリーナ	5,400 円	1,800 円
	サブアリーナ	1,800 円	600 円
個人使用		1 時間 1 人 300 円 (児童生徒 1/2)	

② 別表第 4 備考に次の 1 項を加える。

空調設備からの風が競技に影響するとの申出が使用者からあった場合は、空調設備を稼働させないことができる。この場合において、空調設備停止時の使用料を徴収するものとする。(ただし、全面使用し、かつ、他の利用者に影響を及ぼさないと市長が認める場合に限る。)

③ 別表第 4 の文言整理を行う。

(7) 施行期日

令和 7 年 6 月 1 日から施行する。ただし、一部公布の日から施行する。